

苫小牧交通圏タクシー事業適正化
・活性化協議会設置要綱(改正案)

苫小牧交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会設置要綱(改正案)

制定平成21年12月22日

改正平成22年11月30日

(目的)

第1条 苫小牧交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会(以下「協議会」という。)は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、苫小牧交通圏(以下「特定地域」という。)の関係者の自主的な取組を中心として、当該特定地域の一般乗用旅客自動車運送事業(以下「タクシー事業」という。)の適正化及び活性化を推進することにより、一般乗用旅客自動車運送が、地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために必要となる地域計画の作成等を行うために設置するものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「タクシー事業者」とは、タクシー事業を経営する者をいう。
- 2 この要綱において「タクシー車両」とは、タクシー事業の事業用自動車をいう。
 - 3 この要綱において「タクシー協会等」とは、タクシー事業者の組織する団体をいう。
 - 4 この要綱において「労働組合等」とは、タクシー車両の運転者の組織する団体をいう。

(実施事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 地域計画の作成
- (2) 次に掲げる地域計画の実施に係る連絡調整
 - ① 地域計画に定められた事業の円滑な実施のために必要な場合における当該事業の関係者の招集
 - ② 地域計画に定められた事業の実施主体とされた者以外の者に対する必要な協力の要請
 - ③ ①②に掲げるもののほか、協議会が必要と認める地域計画の実施に係る連絡調整
- (3) 協議会の運営方法

(協議会の構成員)

第4条 協議会の構成員は、次に掲げる者とし、任期は平成24年9月30日までとする。

- 1 法第8条第1項に掲げる者
 - (1) 北海道運輸局室蘭運輸支局長
 - (2) 関係地方公共団体の長

- ① 苫小牧市長又はその指名する者
- (3) タクシー事業者等
 - ① 苫小牧地区ハイヤー協会会長又はその指名する者
 - ② 苫小牧タクシーチケットサービス代表又はその指名する者
 - ③ 苫小牧個人タクシー協同組合理事長又はその指名する者
 - ④ タクシー事業者(タクシー協会等に所属している者を除く。)
- (4) 労働組合等
 - ① 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会(交通労連)北海道総支部ハイタク部会を代表する者又はその指名する者
- (5) 地域住民
 - ① 苫小牧消費者協会会長又はその指名する者
- 2 法第8条第2項に掲げる者(構成員として加えることができる者)
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) その他協議会が必要と認める者
 - ① 北海道札幌方面苫小牧警察署長又はその指名する者
 - ② 北海道労働局苫小牧労働基準監督署長又はその指名する者

(協議会の運営)

- 第5条 協議会に会長をおき、協議会の構成員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、協議会を代表する。
 - 3 会長の任期は平成24年9月30日までとする。
 - 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
 - 5 協議会に事務局を設置する。
 - 6 協議会には、議事の円滑な進行を図るため、協議会の構成員の中から座長をおくことができる。
 - 7 協議会の議決方法は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。
 - (1) 会長及び座長の選出を議決する場合 法第8条第1項及び第2項に掲げる協議会の構成員の種別ごとに1個の議決権とし、議決権の過半数以上に当たる多数をもって行う。
 - (2) 設置要綱の変更を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 北海道運輸局室蘭運輸支局長が合意していること。
 - ② 協議会の構成員である地方公共団体の長が全て合意していること。
 - ③ 設置要綱の変更について合意しているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。

- ④ 設置要綱の変更について合意しているタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、協議会の構成員であるタクシー協会等の構成員となっているタクシー事業者が当該特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計の過半数であること。
- ⑤ 労働組合等として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑥ 地域住民として参加している構成員の過半数が合意していること。
- ⑦ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員の過半数が合意していること。
- (3) 地域計画を議決する場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① (2)①②及び④から⑥までに掲げる要件を満たしていること。
 - ② 地域計画に合意したタクシー事業者が特定地域内の営業所に配置するタクシー車両の台数の合計が、当該特定地域内の営業所に配置されるタクシー車両の総台数の過半数であること。
 - ③ 協議会の構成員である関係行政機関が全て合意していること。
 - ④ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員(関係行政機関を除く。)の過半数が合意していること。
 - ⑤ 法第8条第2項に掲げる者に該当する構成員のうち地域計画に定められた事業の実施主体とされたものが合意していること。
- (4) (1)から(3)まで以外の議決を行う場合 次に掲げる要件を全て満たすことをもって行う。
 - ① 会長が合意していること。
 - ② 会長以外の構成員の過半数が合意していること。
- 10 協議会は、地域計画の作成後は定期的を開催することとする。
- 11 前項に掲げるもののほか、会長は、必要に応じて、協議会を開催することができるものとし、協議会の構成員は、会長に対して協議会の開催を要求することができるものとする。
- 12 協議会は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、議決事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。
- 13 協議会は、協議会の構成員の過半数の出席がなければ成立しないものとする。また、必要に応じて代理出席を認めることができるものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

特定事業及び事業再構築の進捗 状況

1. 特定事業計画認定申請・認定状況（総括表）

H22.11.19現在

法人タクシー						個人タクシー			
特定事業計画認定申請			事業再構築			対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	
対象事業者数	申請事業者数	認定事業者数	単独による事業再構築認定事業者	共同による事業再構築認定事業者	減車・休車車両数				
					減車	休車			
9	9	9	4	0	17	0	27	26	26

基準車両数 H20.7.11	H21.9.30 現在の車両数	H21.10.1 ~ H22.4.25 までの減車車両数	H22.4.26(特定事業計画受付開始日) 現在車両数	事業再構築による減車・休車数	H22.4.12以降の事業再構築によらない減車数	事業再構築による減車・休者実施後の車両数	基準車両数からの減車車両数	基準車両数からの減車率	事業再構築による減休車数の基準車両数に対する減車率
313	310	11	299	17	0	282	31	9.9%	5.4%

特定事業の進捗状況(苫小牧交通圏)

法人事業者	特定事業			申請年月日	認定年月日
	タクシー車両の禁煙	タクシーチケットの共用	ほか		
A	○	○		平成22年5月18日	平成22年5月26日
B	○	○		平成22年5月13日	平成22年5月24日
C	○	○		平成22年5月13日	平成22年5月24日
D			アイドリングストップ	平成22年7月22日	平成22年7月29日
E	○	○		平成22年4月26日	平成22年5月13日
F	○	○		平成22年4月26日	平成22年5月13日
G	○	○	アイドリングストップ	平成22年4月26日	平成22年5月13日
H	○			平成22年5月11日	平成22年5月17日
I			アイドリングストップ	平成22年7月5日	平成22年7月20日
合計	7社	6社	3社		

個人タクシー	26者	26者	アイドリングストップ2者	平成22年5月17日	平成22年5月26日
--------	-----	-----	--------------	------------	------------

事業再構築の進捗状況(苫小牧交通圏)

法人事業者	基準車両数 平成20年7月11日	特定地域指定前日 平成21年9月末	特定事業受付日 平成22年4月26日	平成22年5月13日現在			実施後 車両数	減車率	減車時期 (再構築)	22. 11. 30現在
				減車数	事業再構築 減車数	減車数計				
A	56	56	51	5		5	51	8.93%		51
B	25	25	23	2	1	3	22	12.00%	11月1両	22
C	40	40	36	4		4	36	10.00%		36
D	5	5	5			0	5	0.00%		5
E	94	94	94		10	10	84	10.64%	5月10両	84
F	27	24	24	3		3	24	11.11%		24
G	22	22	22		3	3	19	13.64%	5月1両 23年1月2両	21
H	30	30	30		3	3	27	10.00%	5月2両 8月1両	27
I	14	14	14			0	14	0.00%		14
合計	313	310	299	14	17	31	282	9.90%		284

20. 7. 11現在

22. 11. 30現在

個人タクシー	32									27
--------	----	--	--	--	--	--	--	--	--	----

※特種車両を除く

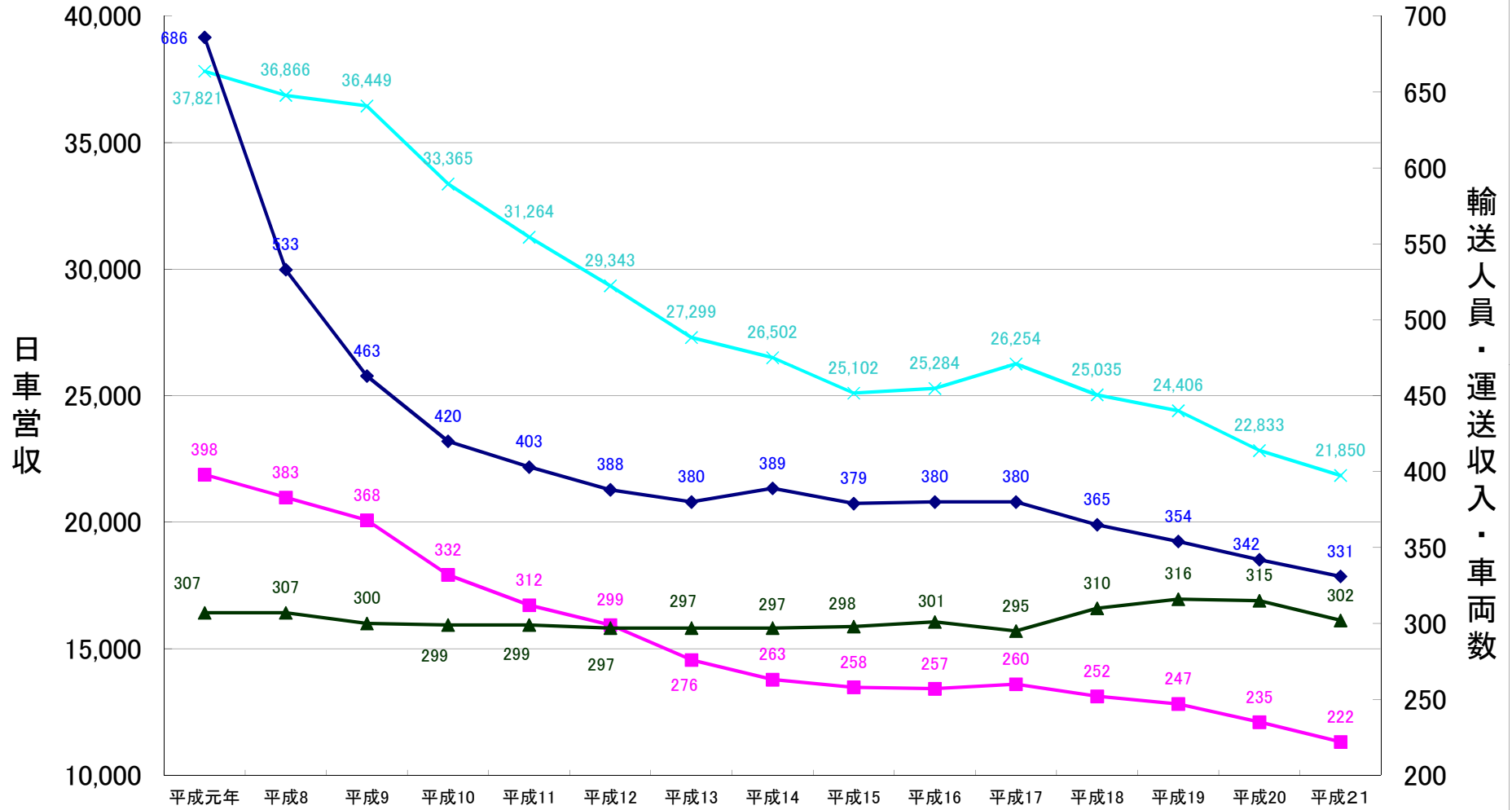
苫小牧交通圏
タクシー事業輸送実績の推移

苫小牧交通圏タクシー事業の輸送実績の推移(法人タクシー)

年度	延実在車両数 (両)	延実働車両数 (両)	実働率 (%)	実車キロ			輸送回数		運送収入	
				実車キロ(km)	実車率 (%)	1日1車 当り(km)	輸送回数(回)	1日1車 当り(回)	運送収入(千円)	1日1車 当り(円)
昭和60年	111,690	108,310	97.0	14,186,977	35.0	131.0	4,628,020	42.7	3,742,674	34,555
平成元年	(100) 111,690	(100) 105,213	94.2	(100) 15,047,334	39.4	(100) 143.0	(100) 4,634,208	(100) 44.0	(100) 3,979,325	(100) 37,822
平成8年	112,055	104,004	92.8	12,244,022	37.0	117.7	3,516,404	33.8	3,834,272	36,867
平成9年	110,646	100,948	91.2	11,068,955	35.8	109.7	3,183,871	31.5	3,679,466	36,449
平成10年	109,321	99,552	91.1	9,846,380	33.7	98.9	2,948,972	29.6	3,321,565	33,365
平成11年	109,406	99,658	91.1	9,126,536	32.1	91.6	2,765,377	27.7	3,115,722	31,264
平成12年	108,677	101,909	93.8	8,729,844	31.0	85.7	2,653,993	26.0	2,990,354	29,343
平成13年	(97) (100) 108,305	(96) (100) 101,237	93.5	(57) (100) 8,599,929	31.5	(59) (100) 84.9	(56) (100) 2,595,980	(58) (100) 25.6	(69) (100) 2,763,619	(72) (100) 27,299
平成14年	108,405	99,329	91.6	8,618,686	32.2	86.8	2,627,598	26.5	2,632,452	26,502
平成15年	108,915	102,621	94.2	8,314,005	31.7	81.0	2,546,956	24.8	2,576,001	25,102
平成16年	108,770	101,619	93.4	8,277,350	31.4	81.5	2,526,357	24.9	2,569,381	25,284
平成17年	110,394	98,963	89.6	8,397,800	32.0	84.9	2,529,708	25.6	2,598,249	26,255
平成18年	110,808	100,573	90.8	8,157,069	32.7	81.1	2,452,551	24.4	2,517,861	25,035
平成19年	114,178	101,079	88.5	8,006,112	32.0	79.2	2,374,384	23.5	2,466,887	24,406
平成20年	115,303	102,787	89.1	7,542,718	30.6	73.4	2,286,601	22.2	2,346,898	22,833
平成21年	(101) (104) 112,781	(97) (100) 101,734	90.2	(47) (83) 7,145,105	30.5	(49) (83) 70.2	(48) (85) 2,203,200	(49) (84) 21.7	(56) (80) 2,222,932	(58) (80) 21,850

苫小牧交通圏の日車營收等の推移(法人タクシー)

✕ 日車營收(円)
 ◆ 輸送人員(万人)
 ■ 運送収入(千万円)
 ▲ 車両数(両)



苫小牧交通圏におけるタクシーの事業者数等の推移(H1=100)

